

研修施設のあり方に関する調査

報 告 書

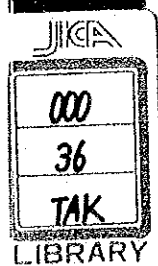
平成4年2月

JICA LIBRARY



J1167129[4]

研修施設のあり方に関する調査検討委員会



研 開
JR
91 - 717

序 文

今日、我が国の政府開発援助は拡充の一途を辿っておりますが、それに伴い、国民の理解と支持を得た“国民参加型”の事業としての必要性が一段と高まっております。また、その内容においては、人的貢献度の高い技術協力の重要性が益々認識されるようになりました。

国民参加型の観点から地方へ目を向けますと、地方自治体は地域活性化の一環として積極的に国際化を図っており、政府開発援助に関心を示す地方自治体が増えてまいりました。特に、研修員受入事業への参加に強い熱意を示し、そのために必要となる施設を誘致しようとの動きも生まれています。

研修員受入事業は、開発途上国が必要とする人材の開発に最も寄与する技術協力の一つとして、高い評価を受けております。来日した研修員が滞日中に経験する地域住民との交流等により、我が国への理解を深め、その結果として親日家・知日家を育む貴重な事業でもあります。本事業も、事業規模の拡大に伴い、東京への一極集中化の是正及び要請の多様化への対応という課題を抱えており、このため地方にある技術・人材の活用を図りつつ、事業の地方展開を行う必要が生じています。

かかる背景を踏まえ、国際協力事業団は、研修員受入事業の地方展開に必要な研修施設のあり方を調査・検討すべく、各界の学識経験者7名の方々を委員に委嘱し、「研修施設のあり方に関する調査検討委員会」を設置いたしました。本委員会は平成3年7月の第1回会合において、調査の内容・方法等を決定し、調査は国際協力サービス・センターに委託されました。さらに、本委員会は平成4年1月、調査報告書の原案を審議し、最終的に本報告書のとりまとめがなされました。

当事業団としては、本報告書を今後の研修員受入事業の地方展開とそれに伴って必要となる研修施設の設置を考えていくための指針として、活用いたしたいと存じます。

本報告書の取りまとめにあられた大島座長および各委員の方々に、深く感謝申し上げるとともに、本調査にご協力いただいた多くの関係各位に御礼申し上げます次第であります。

平成4年2月

国際協力事業団

総裁 柳谷 謙介



1167129【4】

研修施設のあり方に関する調査検討委員会

委 員 名 簿

座 長	大 島 靖	(財)大阪国際交流センター会長
	岩 男 寿美子	慶応義塾大学教授
	江 口 雄次郎	創価大学経営学部長
	加 留 博	経済同友会経済研究所所長
	山 本 展 男	毎日新聞論説委員
	坂 場 三 男	外務省経済協力局技術協力課長
	片 山 善 博	自治省自治大臣官房国際交流企画官

目 次

第 1 章	J I C A 研修員受入事業の地方展開の現状と問題点	1
1-1	ODA事業の拡充と研修員受入事業	1
1-2	地方展開の背景と必要性	3
1-3	地域別受入れの現状	7
1-4	研修事業と地域社会・経済的特性との関連	11
1-5	既存 J I C A 研修施設の現状	11
1-6	地方展開の課題	14
第 2 章	地域ごとの J I C A 研修コース開発実施の可能性	17
2-1	地域の特性と開発可能性のある研修分野・コース	17
2-2	既存研修機関と開発可能性のある研修機関	20
2-3	研修コース開発・実施上の問題点	21
第 3 章	地方自治体の国際交流・協力の現状と将来計画	23
3-1	国際交流・協力の基本計画	23
3-2	事業	25
3-3	組織・人材	29
3-4	施設（自治体の国際交流会館等）	31
3-5	J I C A 事業との関連性（誘致計画等）	33
第 4 章	地方自治体が必要とする情報等	35
4-1	地方の研修開発及び国際協力事業に必要とされる情報	35
4-2	地方国際化と連携したその他 J I C A 関連事業	36
4-3	地方と連携した N G O、留学生事業等	38
第 5 章	望ましい研修施設のあり方と基本モデルの検討	41
5-1	地方における研修施設の拡充	41
5-2	今後設けられる研修施設のあり方	42
5-3	基本モデルの検討	43
5-4	基本モデル（案）	47
第 6 章	研修施設立地の選定要因と基準	51
6-1	立地の検討にあたって考慮すべき要因	51
6-2	立地選定の基準（案）	56

第1章 JICA研修員受入事業の地方展開の現状と問題点

1-1 ODA事業の拡充と研修員受入事業

我が国は、政府開発援助（ODA）を、国際社会において分担すべき最重要な事業の一つとして実施につとめ、その規模も逐年増大の一途を辿っている。

現行の第4次中期目標では、各国からの強い要請をうけて、1983～1987年間のODA総額実績 250億ドルを、1988～1992年には2倍以上に引上げ、対GNP比率の向上をはかることとしている。

ODAのうち、政府ベースの技術協力には、研修員受入れ、専門家派遣、機材供与ならびにこれらを有機的に組合せて行うプロジェクト方式技術協力等の諸方式があり、国際協力事業団（JICA）が、その一元的实施にあたっており、政府間の国際約束にもとづく政府ベースの研修員受入事業はすべてJICAによって行われている。

JICA研修員受入事業は、開発途上国の技術者、研究者、行政官等を研修員として我が国に受け入れ、各分野における専門的知識・技術の移転を行うことにより、研修員が帰国後、自国の社会・経済開発に積極的な役割を果たすことを目的としており、また研修員に日本及び日本人についての理解を深めてもらい、もって国際親善に寄与してもらうことも本事業の大切な目的の一つとなっている。研修員受入事業は、開発途上国の「国造りのための人造り」に協力する技術協力事業の中でも最も基本的な事業であり、我が国においては、1954年に我が国が「コロンボ・プラン」に加盟したときに開始された、最も古い歴史をもつ技術協力事業である。1954年の研修員受入事業の開始時以来1990年3月末までに受け入れたJICA研修員受入総数は累計約83,000名に上る。

JICA創設（1974年8月）以降の受入れ研修員数の推移はつぎの表のとおりである。我が国の技術・経験を学ぶために、途上国より出される研修員受入要請は、年々増加の一途をたどっている。それに伴って、研修員の受入数も増え続ける傾向にあり、現在、年間約5,300名を受入れるに至っている。厳しい財政事情のもとではあるが、今や世界有数の大国となった我が国の立場及び途上国よりの強い期待等を考慮すれば、研修員の受入数を今後とも、着実に増やす努力を続けていく必要がある。ちなみに、現在すでに米・独においては10,000人程度の研修員をそれぞれ受入れている。

J I C A 研修員受入事業の推移

(出所: J I C A 資料)

区分 年度	集 団 研 修		個別研修	研 修 員 数	
	コース数	研修員数	研修員数	計	
	コース	人	人	人	(指数)
1974	135	1,467	688	2,115	(100)
1975	149	1,486	625	2,111	(100)
1976	143	1,633	621	2,254	(107)
1977	159	1,863	810	2,673	(126)
1978	161	1,798	1,043	2,841	(134)
1979	171	2,002	1,099	3,101	(147)
1980	181	2,090	1,281	3,371	(159)
1981	182	2,172	1,433	3,605	(170)
1982	183	2,167	1,532	3,699	(175)
1983	185	2,335	1,724	4,059	(192)
1984	191	2,261	1,733	3,994	(189)
1985	199	2,269	1,992	4,261	(201)
1986	226	2,517	1,983	4,500	(213)
1987	234	2,586	2,070	4,656	(220)
1988	250	2,677	2,144	4,821	(228)
1989	289	3,063	2,277	5,340	(252)
1990	324	3,257	2,037	5,294	(250)
1991	316	2,864	2,656	5,510 (計画)	(261)

(注) 研修員数は、各年度ごとの新規受入れ員数である。

J I C A 研修員の受入対象国は現在約 160 カ国を数えるが、従来からの受入国のみならず、近年は東欧諸国からの受入も開始されており、受入対象国も拡大されている。また、農業や医療などの分野に加えて、最近ではエレクトロニクス、コンピューター、リモート・センシングといった先端技術の研修はもちろんのこと、地場産業や貿易振興のための研修、しかも単に技術面の研修にとどまらず、行政や経営管理、生産管理、品質管理等マネジメントにかかわるソフト面の研修、あるいは環境保全対策等のノウハウに関する研修の要請が増え、研修分野は非常に多様化・高度化してきている。

J I C A は、これら研修を J I C A 付属の研修センターのほか、国や地方公共団体、民

間の研究・訓練施設、大学等の協力を得て実施しているが、ますます多様化・高度化する要請に対応できる受入体制の整備が急務となっている。

研修員の受入形態には、大別して集団研修と個別研修とがある。なお、このほか我が国以外の場所で実施する第三国研修がある。

集団研修は1ヵ国1名を原則として、10名程度の研修員が一つのコースに参加するもので、各国研修員の交流の場にもなる。集団研修のカリキュラムは、各国共通の研修ニーズを予め考慮して設定する、いわば“定食型”のコースである。

個別研修は各途上国の要請に基づいて、特定の研修ニーズに応ずるために、カリキュラムを設定する“注文型”コースである。JICAが途上諸国で実施するプロジェクト方式技術協力のカウンターパート（途上国側専門家）や、国際機関からの要請に基づいて受け入れる研修員の研修は、この方式によるものである。

JICAは、国その他の関係諸機関の協力を得て、研修計画の立案、実施、運営管理、評価等の業務を行っている。

各研修コースは、JICAの国際研修センター、関係省庁、国及び地方公共団体の試験研究機関、大学、公益法人、民間団体、企業等で実施されている。

また、研修員は、原則としてJICAの国際研修センター（全国に11センター）に宿泊する。これらの施設を利用できない場合には研修実施機関の附属宿泊施設あるいはJICA指定の民間ホテル等に宿泊することになっている。

1-2 地方展開の背景と必要性

1-2-1 国民参加型の国際協力の推進

我が国社会の国際化及び我が国ODAの規模の拡大にともなって、国民のODAに対する関心は高まってきている。今後ともODAの量的、質的拡充を行うためには、国民の理解と支持を得た援助が必要であることは「我が国の政府開発援助」（1991）（外務省経済協力局編）でも述べられているとおりである。

昭和63年我が国政府より発表された、「政府開発援助の第4次中期目標」においても政府の援助の拡充等を通じ、政府、民間を含めた技術協力の執行体制の整備充実の必要性と民間援助団体（NGO）との連携を強化する必要性が謳われている。また、後述（1-2-4）のように、地方の国際化が叫ばれる中で、地方の有する人材・ノウハウを政府が行う経済協力と密接に連携させていくことは、政府がきめ細かな効率的援助を進めていく上で、また国民のODA援助への理解を深める意味からも重要である。

とくに研修員受入事業は、風俗習慣の異なる国々から人を受入れ、技術移転を行うとと

もに、広く日本の文物に接してもらうのであるから、その拡充にあたっては、広く国民の理解と協力を得ながら実施していくことが重要である。

1-2-2 受入れ増加と東京一極集中の現状

すでに述べたとおり、現在、我が国と並び世界一、二の対外援助国である米国の外国人研修員年間受入数は既に、約 9,800人に達しており、またドイツもほぼ同様であることにも鑑み、厳しい財政事情のもとではあるが、今後とも JICA 受入研修員数を着実に増やす努力を続けていくことが必要であろう。このため、将来の研修員受入人数増をも踏まえ、宿泊施設の面においても如何なる態勢を整える必要があるか、将来を見据えた検討が必要であろう。

他方、現状では研修員の受入数は、東京に一極集中する傾向が続いており（東京60%、地方40%の比率で推移）、宿泊施設の面において、東京での受入れは既に限界を超え飽和状態になっているのが現状である。

研修員受入れ人数－東京とそれ以外の比較

〔出所：JICA資料〕

		東 京		東 京 以 外		計
平成元年度	集 団	150コース	52%	139コース	48%	289コース
		1,853 名	60%	1,210 名	40%	3,063 名
	個 別	1,370 名	60%	907 名	40%	2,277 名
	計	3,223 名	60%	2,117 名	40%	5,340 名
平成2年度	集 団	162コース	50%	162コース	50%	324コース
		1,823 名	56%	1,434 名	44%	3,257 名
	個 別	1,427 名	70%	610 名	30%	2,037 名
	計	3,250 名	61%	2,044 名	39%	5,294 名

東京（市ヶ谷・幡ヶ谷・八王子）における研修センター不足ベッド数

〔出所：JICA資料〕

	A センター収容能力 総入日	B 研修員：滞在 総入日	C 不足人数 日数 (B-A)	施設不足（ベッド数） 利用率を70%と仮定し た場合
平成2年度	221,920	353,911	131,991	$\frac{C}{365} \div 0.7 = 516$

1-2-3 研修分野・内容の多様化

受入研修員の増加とともに、途上国の実状に対応する研修分野・内容等が拡大し、多様化する傾向がますます顕著になってきている。例えば地場産業の育成や、その貿易振興策の研修、あるいは地方行政や中小企業のマネージメント等のソフト面での研修、環境技術の研修などが挙げられる。ことに公害対策のように、地方自治体にこそ多くの経験を経て蓄積された技術と人材が存在する分野もある。こうした分野についてはJICAが積極的に地方自治体との連携・協力を推進していくことによって、より大きな成果を得ることができる。その意味で、国民参加型の経済協力の実現に資する地方自治体の役割は非常に大きいといえよう。

因みに、平成元年度に途上国から要請のあった集団研修コースの中には、環境技術（水質保全・大気保全）、廃棄物処理、上水道施設、都市計画など地方自治体等で対応可能なコースも数多く含まれている。

1-2-4 地方自治体の国際交流の活発化とJICA事業の連携・協力

近年とみに顕著になった地方自治体の国際化気運の高まりは、その行政組織面にも現れている。ここ数年間の傾向として、国際交流課（国際交流室・国際課・国際室を含む）の創設が相次ぎ、平成元年4月現在、都道府県においては47中33団体が、政令指定都市においては11中10団体が設置済みであり、現在は3-3-2に後述する様にすべての都道府県が設置済みとなっている。

それに伴って、地方自治体レベルでの国際交流が活発となり、その政策も多様になっている。自治省がまとめた「国際交流施策の調査結果」によると、国際交流手法として伝統的な姉妹・友好団体との交流のほか、地域活性化を目指した国際交流行事（国際シンポジウム、セミナー、博覧会など）の誘致の試みが積極的に行われている。

また、地方自治体では、地域活性化の一環としての国際化構想のなかにJICA事業を積極的に取り込もうとする動きがあり、現に、かなりの部分で連携・協力が行われている。JICAとしては、多様化した研修ニーズに応えるため既存コースの見直しと新設コースの積極的開拓を図っているが、これを推進し、あわせて、地方の国際化志向をも支援するため、地方自治体等との連携により首都圏以外の地域で実施可能な研修コースをとりあげることを重点事項の一つとしている。また、地方自治体との連携により実施しているコースでの受入れ研修員数も、逐次増加する傾向にある。

1-2-5 地方展開の必要性

わが国の国民の多数が海外旅行その他を通じて、外国、外国人の存在を肌で感じる事が出来るようになった昨今、また多くの外国人が各地方に種々の形で訪問、居住しているケースも著しく増加している。これほど、外国、外国人と国民一般が広汎に接触し得る時代、あるいは接触せざるを得ない時代は、日本の歴史上未曾有であるといつて過言ではあるまい。またその傾向は日毎に強まっていきつつある。

このような国際化の時代を迎える中で、ODAに対する途上国よりのニーズは、多様化・高度化しつつあり、とりわけ途上国の要請に充分対応し得るような、研修員受入事業の拡充が望まれている。ODA事業の重要な一環である外国人研修員受入れの基本的な目的は、前述したとおり、わが国の保有する技術・知識・経験を教え、移転すること、ならびにそれらの背景にある日本文化・日本人に対する理解を深めることの2点である。

従来は、ODAは国の事業であり、国だけがこれを実施していればよいとする見方が強かったが、この事業が国民の税金で賄われているものであるとの一般の理解を深めた上で、日本全国各地の人材を広く求め、その技術やノウハウの活用を積極的にはかる国民参加型の事業と認識し、実施することが肝要である。

また、地方自治体の間でも、地域活性化にインパクトを与える事業としてODA事業に積極的にかかわる姿勢を示しているところが増えつつある。とりわけ研修員受入れは留学生受入れとともに、地域の国際化、活性化につながる重要な事業と認識し、研修コースの開発に積極的な姿勢を示しているところが多い。

また、1988年6月の「地方レベルの国際交流を考える会」（当時の小渕官房長官の私的諮問機関）では、「政府は地方自治体が独自に行う施策を尊重しつつ、地方の行う国際協力に対し研修員及び留学生等の宿舍の整備を含め、積極的な支援を行っていくべきである。また国際協力事業団その他官民ベースで行われている研修員受入事業は、地域レベルの国際交流の観点から留学生問題と並んで重要な国民的課題であり、今後とも地方での研修員受入事業の拡大、そのための受入体制の整備及び情報提供の充実、地域社会との交流の活性化等、質・量にわたり、その拡充を図っていく必要がある。」と述べている。

また、地方においては、ほど良い規模の都市機能や、よりよい自然環境とそして何よりも暖かい人との触れあいが期待されることは地方の大きなメリットと思われる。

1-3 地域別受入れの現状

来日した研修員は、JICAの国際研修センター（平成3年度現在全国に11センター）あるいは研修実施機関付属の宿泊施設に宿泊（これらの施設が利用できない場合はJICA指定のホテルに宿泊）して、それぞれの研修実施機関（国・地方自治体の機関、民間企業等）で必要な技術研修を受けることになる。以下地域別受入れ状況を概観する。

平成2年度の地域別の研修員受入実績ならびに人口10万人当り受入人数を表にまとめると、次に示すとおりである。但し、東京都を除く。

地域別研修員受入数と人口比（平成2年度）

（出所：JICA資料）

地 域 別	平成2年度 研修員受入数	構 成 比 (%)	平成2年10月 現在の人口 (百万人)	人口10万人当 研修員受入数
北 海 道	68	3.3	5.6	1.2
東 北	86	4.2	9.7	0.9
関 東	644	31.5	26.7	2.4
中 部	216	10.6	21.0	1.0
近 畿	363	17.8	22.2	1.6
中 国	65	3.2	7.7	0.8
四 国	29	1.4	4.2	0.7
九 州	312	15.3	13.3	2.3
沖 縄	261	12.8	1.2	21.4
計	2,044	100.0	111.6	1.8

なお、この表で ○ 印は、JICA国際研修センターが設置されている地域を示す。北海道を除き、人口10万人に対し、研修員受入実績が1.0人を超過している地域にはセンターが設置されている。

平成2年度における都道府県別の研修員受入実績をつぎの表に示す。

平成2年度都道府県別研修員受入実績

(出所: JICA資料)

	集 団 研 修				個 別 研 修		合 計			集 団 研 修				個 別 研 修		合 計	
	コース数	%	受入人数	%	受入人数	%	人 数	%		コース数	%	受入人数	%	受入人数	%	人 数	%
北 海 道	6	3.7	39	2.7	29	4.8	68	3.3	大 阪 (OITC)	18	11.1	140	9.8	78	12.8	218	10.7
青 森	0	—	0	—	0	—	0		兵 庫 (HIC)	9	5.6	68	4.7	8	1.3	73	3.6
岩 手	0	—	0	—	7	1.1	7	0.3	奈 良	0	—	0	—	1	0.2	1	0.0
宮 城	2	1.2	12	0.8	14	2.3	26	1.3	和 歌 山	0	—	0	—	0	—	0	—
秋 田	1	0.6	18	1.3	3	0.5	21	1.0	鳥 取	1	0.6	8	0.6	3	0.5	11	0.5
山 形	0	—	0	—	1	0.2	1	0.0	島 根	0	—	0	—	0	—	0	—
福 島	2	1.2	14	1.0	17	2.8	31	1.5	岡 山	0	—	0	—	10	1.6	10	0.5
茨城(TBIC, TIATC)	26	16.0	241	16.8	142	23.3	483	23.6	広 島	1	0.6	6	0.4	22	3.6	28	1.4
栃 木	0	—	0	—	7	1.1	7	0.3	山 口	2	1.2	12	0.8	4	0.7	16	0.8
群 馬	0	—	0	—	6	1.0	6	0.3	徳 島	0	—	0	—	3	0.5	3	0.1
埼 玉	2	1.2	15	1.0	11	1.8	26	1.3	香 川	0	—	7	0.5	9	1.5	16	0.8
千 葉	1	0.6	7	0.5	32	5.2	39	1.9	愛 媛	0	—	0	—	0	—	0	—
神奈川(KIFIC)	10	6.2	140	9.8	43	7.0	183	9.0	高 知	1	0.6	8	0.6	2	0.3	10	0.5
新 潟	0	—	0	—	2	0.3	2	0.1	福 岡 (KIC)	23	14.2	192	13.4	49	8.0	241	11.8
富 山	0	—	0	—	2	0.3	2	0.1	佐 賀	0	—	0	—	0	—	0	—
石 川	0	—	0	—	4	0.7	4	0.2	長 崎	3	1.9	19	1.3	1	0.2	20	1.0
福 井	0	—	0	—	3	0.5	3	0.1	熊 本	5	3.1	44	3.1	3	0.5	47	2.3
山 梨	0	—	0	—	2	0.3	2	0.1	大 分	0	—	0	—	1	0.2	1	0.0
長 野	0	—	0	—	0	—	0		宮 崎	0	—	0	—	0	—	0	—
岐 阜	2	1.2	15	1.0	5	0.8	20	1.0	鹿 児 島	0	—	0	—	3	0.5	3	0.1
静 岡	0	—	0	—	5	0.8	5	0.2	沖 縄 (OIC)	25	15.4	239	16.7	22	3.6	261	12.8
愛 知 (NITC)	17	10.5	150	10.5	28	4.6	178	8.7			—		—				
三 重	1	0.6	10	0.7	14	2.3	24	1.2	小 計	162	50.0	1,434	44.0	610	29.9	2,044	38.6
滋 賀	1	0.6	9	0.6	0	—	9	0.4	東 京	162	50.0	1,823	56.0	1,427	70.1	3,250	61.4
京 都	2	1.2	21	1.5	14	2.3	35	1.7	全 体	324	100.0	3,257	100.0	2,037	100.0	5,294	100.0

1-4 研修事業と地域社会・経済的特性との関連

途上国のニーズに適切に対応する研修事業を、地方自治体の協力を得て効果的・効率的に実施するためには、研修員を受け入れて、研修を実施してくれる当該地域の、社会的・文化的・経済的特性の把握が前提になる。すなわち、地域特性の把握が、研修事業の地方展開に不可欠である。

したがって、それぞれの地域のもつ特色あるまたは卓越した

- (1) 技術・技能・伝統工芸
- (2) 地場産業・ハイテク産業ならびにそこに立地して繁栄している産業
- (3) 地理、歴史、気候・風土、伝統文化に係る諸特性

を把握し、その上で途上国のニーズとの整合性をはかることが重要であろう。

1-5 既存JICA研修施設の現状

JICAは、現在、研修員受入施設として東京都（3ヵ所）、茨城県（2ヵ所）、神奈川県、大阪府、愛知県、兵庫県、福岡県、沖縄県（各1ヵ所）に計11の研修センターを設置している。

各センターの概要は下記のとおりである。

(1) 東京国際研修センター（TIC市ヶ谷）

主に行政関連の準高級研修員の研修・宿泊施設。本センターはJICAの国際協力センター内に国際協力総合研修所・図書資料室と併設されている。

(2) 東京国際研修センター（TIC幡ヶ谷）

主に東京都にある国及び政府関係機関等で研修を受ける研修員のための研修・宿泊施設。

(3) 八王子国際研修センター（HITC）

学園都市・八王子とその近隣地域において研修を受ける研修員のための研修・宿泊施設。行政分野のセミナー、職業訓練の長期技術研修等を実施している。

(4) 筑波国際研修センター（TBIC）

筑波研究学園都市の研究機関で医学、バイオテクノロジー、地震、建築等の研修を受ける研修員の研修・宿泊施設。また、隣接する筑波国際農業研修センター（下記）の研修員のための宿泊施設でもある。

(5) 筑波国際農業研修センター（TIA TC）

実験実習関連の研修施設が整備され、米生産、農業機械、野菜等の農業分野の研修施設。宿泊施設はない。

- (6) 神奈川国際水産研修センター (K I F T C)
漁業協同組合、養殖、沿岸漁具漁法等の水産分野の研修を受ける研修員のための研修施設・宿泊施設。
- (7) 大阪国際研修センター (O I T C)
大阪・京都地域で医学、機械、工学、中小企業の育成等の研修を受ける研修員のための研修・宿泊施設。
- (8) 名古屋国際研修センター (N I T C)
中京工業地帯を背景に、セラミックス、機械金属、繊維、中小企業経営等の地域産業の特色を活かした分野の研修を受ける研修員のための研修・宿泊施設。
- (9) 兵庫インターナショナルセンター (H I C)
兵庫県、神戸市等で行われる貿易、食品検査等の輸出入関連と農業分野の研修を受ける研修員のための研修・宿泊施設。
- (10) 九州国際センター (K I C)
北九州地域の特色を活かした産業技術、医学、水産分野の研修を受ける研修員のための研修・宿泊施設。技術実習室等の研修施設がある。
- (11) 沖縄国際センター (O I C)
「ASEAN人造り協力」構想の一環として設置されたセンターで、コンピューター、視聴覚、LL等の研修資機材が装備されており、主として、この分野の研修を受ける研修員のための研修・宿泊施設。

国際研修センター一覧

(出所: JICA資料)

名 称	所 在 地	設 置 年 月	延床面積	宿泊室数	主な付帯施設・設備	主な所管研修コース
東京インター ナショナルセ ンター	東京都新宿区 市谷本村町 10-5	1964年9月	m ² 11,303	シングル 60 ツイン 10	国際会議場(170人収容) 図書館(国総研付属)	経済開発ミナ 上級国家行政ミナ等 15コース
東京国際研修 センター	東京都 渋谷区西原 2-49-5	1985年6月	18,868	シングル 421 ツイン 20	体育館	建設技術 貿易振興ミナ等 56コース
八王子国際研 修センター	東京都 八王子市暁町 2-31-2	1972年6月	4,767	シングル 94 ツイン 3	テニスコート, プール	職業訓練スタッフ 政府会計検査ミナ等 17コース
筑波インター ナショナルセ ンター	茨城県 つくば市高野台 3-6-2	1980年3月	10,145	シングル 190 ツイン 5	体育館, テニスコート, プール	地震工学 河川及びダム工学等 16コース
筑波国際農業 研修センター	茨城県 つくば市高野台 3-7	1981年4月	9,534	なし	圃場, 実験室	米生産 野菜生産等 9コース
神奈川国際 水産研修セン ター	神奈川県 横須賀市長井 5-25-1	1974年4月	2,729	シングル 33	練習船, 養殖実習室, 機械実習室	漁業協同組合 沿岸漁具法等 5コース
名古屋国際研 修センター	愛知県名古屋市 東区亀の井2-73	1971年3月	3,798	シングル 92 ツイン 4	体育館, テニスコート	陶磁器開発活用技術 表面改質技術等 19コース
大阪国際研修 センター	大阪府 茨木市南春日丘 5-1-28	1967年4月	2,415	シングル 58 ツイン 2	視聴覚機器	微生物病研究 建設施工等 20コース
兵庫インター ナショナルセ ンター	兵庫県神戸市 須磨区一ノ谷町 4-5-10	1973年8月	4,301	シングル 66 ツイン 6	屋上展望娯楽室 体育室	輸出入食品検査技術 貿易実践指導者等 8コース
九州国際セン ター	福岡県北九州市 八幡東区平野 2-2-1	1989年3月	10,905	シングル 140 ツイン 5	技術実習室, 体育館, テニスコート	産業環境対策 海面養殖等 25コース
沖縄国際セン ター	沖縄県 浦添市字前田 1143-1	1985年4月	9,900	シングル 90 ツイン 10	電算機, 視聴覚機器, 体育館, グラウンド, テニスコート, プール	情報処理要員養成 視聴覚技術等 24コース

上述のJICAの研修施設は、その本来の目的である研修機能ならびに、研修員の寝食の場としての宿泊機能、福利厚生機能及び健康増進機能を備えている。

さらには、参加研修員相互の、また各種イベント等を通じての地元住民との間の国際交流の場を提供することとなり、一般の宿泊施設とは根本的に異なる多目的機能をもっている。

JICA国際研修センター滞在外国人研修員と地元住民との代表的な国際交流の例を下の表に挙げておく。

区 分	国 際 交 流 行 事 例
1. パーティ	・地域住民との懇親会、老人ホームパーティ、 高校交流親善パーティ、バーベキューパーティ、世界の料理会
2. ホームステイ・ホームビジット	・ボランティア家庭等への日帰りビジット、一泊ホームステイ等
3. 行事参加	・地域・学校運動会、スポーツ大会（バレーボール大会等）、 町内会祭、地区盆踊、夏祭、潮干狩り、もちつき大会、 地域国際交流フェア、青少年の主張発表大会（研修員講話）等
4. その他	・小学校七夕まつり、小学校サッカー親善試合、 小・中・高校生との交流（研修員講話等）等、地域青年との 交流、大学との交流、茶会、生花講習会、文化講座 等

また、これらの施設は、ODA事業に関する情報を地域に提供する等、JICA事業全般の地方展開の拠点施設として位置付けられる。

一方、地方自治体等の側からは、研修員を通じた地域国際交流の拡がり期待でき、これら施設はその拠点機能をも果たすことになる。

1-6 地方展開の課題

研修員受入事業を含む今後のJICA事業の推進にあたっては、従来にもまして、地方自治体との連携・協力が必要となることは、すでに述べたとおりである。

JICA国際協力総合研修所編“グローバル時代の地方自治体”（1991）によれば、研修員受入事業の地方展開にあたっての諸課題としては、つぎの各項が提起されている。

(1) 主として国・JICA側の課題

- 1) 各地域の研修員受入れポテンシャルの把握
- 2) 途上国側の研修ニーズの把握
- 3) 上記2項の整合性を考慮しての分野調整、地域的配分調整
- 4) 地方展開促進のための、財政措置等制度の検討
- 5) 地方自治体側の動向と要望の把握
- 6) 適時・適切な情報の地方自治体に対する提供
- 7) 地方自治体とJICAとによる連絡協議会の設置
- 8) 長期展望にもとづいた双方の役割分担の明確化
- 9) 関係者の理解を得るためのセミナー等啓発活動の展開
- 10) 自治体独自の多様な国際交流・協力活動に対する支援

(2) 主として地方自治体側の課題

- 1) 自治体議会の理解取り付け
- 2) 自治体としての財政措置
- 3) 地域住民に対する啓発（広報活動、児童・生徒に対する開発教育の実施等）
- 4) 地域における産・学・官の協力体制の構築
- 5) 自治体の試験研究機関の研修機関としてのキャパシティの充実
- 6) 国際協力担当者の育成
- 7) 受入れ窓口となる第三セクターの育成

第2章 地域ごとのJICA研修コース開発実施の可能性

2-1 地域の特性と開発可能性のある研修分野・コース

2-1-1 開発可能性のある研修分野・コース

平成3年度に実施中の集団研修コースの分野別内訳は、つぎの表に示す通りである。

行政（とくに環境問題）、工業、保健医療、通信放送ならびに運輸交通の分野のコースが多い。

集団研修コース分野別内訳（平成3年度）

（出所：JICA資料）

分 野 名	コ ー ス 数	構 成 比 (%)
開 発 計 画	3	0.9
行 政	53	16.7
公 益 事 業	4	1.3
運 輸 ・ 交 通	26	8.2
社 会 基 盤	16	5.1
通 信 ・ 放 送	29	9.2
農 業	27	8.8
畜 産	5	1.6
林 業	4	1.3
水 産	11	3.4
鉱 業	5	1.6
工 業	48	15.2
エ ネ ル ギ ー	12	3.8
商 業 ・ 貿 易	11	3.4
観 光	1	0.3
人 的 資 源	10	3.2
科 学 ・ 文 化	5	1.6
保 健 ・ 医 療	35	11.0
社 会 福 祉	11	3.4
計	316	100.0

平成3年10月、JICA研修事業部は46道府県を対象に「地方自治体における国際協力の展開について」と題するアンケート調査を実施し、同年末までに44道府県よりの回

答を得ている（回答率95.6％）。以下“アンケート調査”として示す諸データは、この調査の結果によるものである。

このアンケート調査により、開発可能性があるとされた集団研修コースを分野別にみると下表のようになる。

農業（園芸を含む）、工業、保健医療の分野、それに次いで水産、畜産、林業の各分野についての研修コース開発の可能性が高い傾向がみられる。

自治体が今後開発の可能性ありと考えている集団研修コース

（出所：アンケート調査）

分 野 名	コ ー ス 数	構 成 比（％）
開 発 計 画	2	0.5
行 政	14	3.3
公 益 事 業	10	2.3
運 輸 ・ 交 通	1	0.2
社 会 基 盤	3	0.7
通 信 ・ 放 送	6	1.4
農 業	98	22.7
畜 産	33	7.6
林 業	36	8.3
水 産	32	7.4
鉱 業	—	—
工 業	84	19.4
エ ネ ル ギ ー	—	—
商 業 ・ 貿 易	6	1.4
観 光	—	—
人 的 資 源	26	6.0
科 学 ・ 文 化	25	5.8
保 健 ・ 医 療	45	10.4
社 会 福 祉	11	2.6
計	432	100.0

2-1-2 地域の特性との関連

上記アンケート調査に対する各地方自治体（道府県）よりの回答結果をみると、各自治体とも、それぞれの地域の特性を活かして、特色ある技術・技能や歴史・地理的背景ならびに気候条件等に密接に結びついた、研修コース開発の可能性を指摘している。

JICA国際研修センター未設置の道府県のうち、研修員受入れ実績の多い上位15自治体よりよせられた回答事例の一部をつぎに掲げる。

自治体が研修開発の将来性ありとする技術等

（出所：アンケート調査）

自治体名	技 術 等
北海道	医療、環境保全・廃棄物処理、寒冷地向住宅開発、寒冷地向農業、酪農、水産加工、総合地域開発計画等
秋田県	金属工業、寒冷地稲作農業等
宮城県	稲作農業
福島県	観光開発、交通計画、木工業等
埼玉県	ベッドタウン開発、鑄造工業、都市近郊農業、淡水魚養殖等
千葉県	都市近郊交通、海産物加工、港湾整備等
万川県	機械工業、繊維工業、窯業、漆器等伝統工芸等
岐阜県	林業、窯業、木工業、金属加工工業等
京都府	（文化財修復整備、精密機器工業、織物工芸等）
広島県	自動車工業、食品加工、木材加工、蚌養殖、柑橘栽培、放射線医療等
山口県	情報通信、水産物加工、窯業、産業廃棄物処理等
高知県	海洋工学、和紙・打刃物等の伝統工芸、農林技術等
長崎県	漁港運営、造船、水産、石油備蓄、干拓、医療等
熊本県	衛生公害、地域保健医療、農林業研究等
鹿児島県	畜産バイオ技術、水産、火山災害対策等

2-1-3 今後の研修開発の方向

上述のとおり、各自治体ともそれぞれの地域の特性を活かした研修コースの開発の可能性を示しており、今後の研修コース開発のための有用な情報が得られる結果となっている。これにもとづいて、将来研修コース開発を目指していくことになるだろう。

なお、一部の分野においては、多くの自治体にわたって開発可能と見込まれているものもあることから、途上国のニーズとの整合性や現実的対応の可能性等の要因も考慮して、どの自治体を中心に研修コース開発を行っていくか、調整することが必要になってくる。

2-2 既存研修機関と開発可能性のある研修機関

JICAは途上国が習得を希望するすべての分野の専門技術、ノウハウを自前で保有している訳ではなく、通常は個々の専門技術、ノウハウを有する外部機関にその研修を委託して実施しているのが実情である。

既存の研修機関（研修実施機関）を種類別に見ると、下表のとおり、政府機関・公益法人が多い。

研修実施機関の種類（1991年度集団コース）

（出所：JICA資料）

	コース数	構 成 比
政 府 機 関	134	42 (%)
公 益 法 人	62	20
J I C A 直 営	45	14
民 間 企 業	38	12
地 方 自 治 体	32	10
国 際 機 関	5	2
合 計	316	100

また、アンケート調査によれば、地方自治体が研修コースの開発可能性ありと見込んでいる研修実施機関を類別すると以下のとおりである。

(出所：アンケート調査)

	機関数	構成比 (%)
地 方 自 治 体	345	80
民 間 企 業	50	11
公 益 法 人	29	7
政 府 機 関	8	2
合 計	432	100

今後の地方における研修開発においては、国立、公立、民間の各機関との協力を拡大していく必要があるが、アンケート調査の回答で見る限り、地方自治体（ただし、今回の調査は道府県のみを対象として実施したものである）に開発の可能性があることが判明した。

また、研修コース開発の可能性の検討にあたっては、研修実施機関の組織、人材、予算、研修施設、機器等の面からも検討し、はたして当該実施機関での研修が實際上可能であるかどうかを見極める必要がある。

2-3 研修コース開発・実施上の問題

アンケート調査の中に、今後の研修コース開発・実施上の問題点に関する設問が含まれていたが、それに対する回答を多い順に整理すると下記のようにになっている。

- (1) 組織・人材について (道府県数)
- 第1位 自治体の国際協力担当者（人数・経験・語学力）の強化 29
 - 第1位 研修受入機関における研修指導者・講師の強化 29
 - 第3位 個々の研修受入れ先機関の受入れの可能性に関する情報の充実 28
 - 第4位 研修受託実施機能を有する民間団体の育成強化 16
 - 第5位 研修受入れ機関における庶務担当者の強化 11
 - 第6位 産・学・官の協力体制の強化 10
- (2) 施設整備・機材について (道府県数)
- 第1位 適切な宿泊施設の整備（圧倒的に多数を占める） 35
 - 第2位 研修用テキストの整備 15
 - 第3位 研修用カリキュラムの整備 11
 - 第4位 研修用機器の充実 6
 - 第4位 教室の増設 6

(3) 予算について

回答をよせられた道府県のうち、その半数が、必要経費の予算措置が困難ということであった。

(4) 情報について

(道府県数)

第1位	開発途上国のニーズに関する情報が不足	31
第2位	研修員受入れに関するノウハウの不足	17
第3位	自治体・JICA相互の情報交換の不足	10

すなわち、研修員受入事業のより広汎かつ活発な展開を実現するためには、まだ解決を要する課題が、多岐にわたってJICA、地方自治体のそれぞれに存在していることを認識せざるを得ない。その解決のために、1-6ですでに述べたような諸措置をとることが、あらためて強く望まれる。

第3章 地方自治体の国際交流・協力の現状と将来計画

3-1 国際交流・協力の基本計画

(本節の主旨は、地方自治政策研究会編“国際交流ガイドブック”(1990)より引用。)

3-1-1 地域レベルにおける国際交流の意義

我が国の国際社会の中における役割の増大にともない、経済のみならず、政治、外交、社会等広範な分野にわたって緊密な交流関係を形成し、経済とその他の分野とのバランスのとれた国際化の進展を図り、世界平和のために積極的に貢献していくことが必要と考えられる。

とくに、我が国の国際化の進展にあたっては、我が国の歴史的背景等から同質性の高い社会である点を踏まえ、開かれた社会を形成していかなければならない。

上記のような我が国の広範な分野にわたる多極的な国際化の進展には、国内各地域レベルでの国際化を推進していくことが極めて効果的であると思われる。また、我が国の広範な国際化を図ってゆくための対応としては、国際姉妹都市の提携、国際会議の開催、スポーツ、文化、教育等、住民レベルでの交流推進による相互理解が重要な意義を持ち、地方自治体の果たし得る役割は大きいと考えられる。

3-1-2 地方自治体の国際交流の基本的視点及び国際交流施策の展開

地域レベルにおいて国際交流を推進するには、その地域の住民、民間団体、学術研究機関、企業そして地方自治体が各々その役割を発揮しながら、協力体制を整えて取り組む必要があると思われる。地域からの国際交流、すなわち「国際的地域間交流」「住民交流」の推進を図るとき、その主役となるべき担い手は、やはり地域住民と民間団体であるが、行政主体である地方自治体の役割も重要であり、公民共同の体制整備が推進されている。

(1) 地方自治体の国際交流の基本的視点

地方自治体が、国際交流を推進していく基本的な視点は、それによって地域の活性化を図っていくことである。すなわち、国際交流を推進することによって地域の産業と経済を刺激し、住民の国際認識と国際理解を喚起するとともに国際社会の中で地域アイデンティティと地域文化を確立することにある。これにより、日本の地域社会が国際社会へと開かれ、我が国の社会経済事情に対する国際的理解が深まることとなる。

(2) 地方自治体の国際交流施策の展開

地方自治体が国際交流の施策を展開するにあたっては、地域の活性化に結びつくものを要とし、地域の特性を生かして個性化を図りながら国際社会に開かれた地域づくりを推進する努力がなされている。

各地方自治体の目標として掲げられているものは、以下のような諸点であり、地域のニーズと創意工夫に基づいて多様な取り組みがなされている。

- 1) 住民の国際意識と国際理解を醸成すること
- 2) リーダーとなる人材を養成すること
- 3) 地域イメージを国レベルで高めること
- 4) 国際社会において地域アイデンティティと地域文化を確立すること
- 5) 地域産業、経済の振興を図ること
- 6) 地域にとって必要な国際情報の収集提供
- 7) 地域における行政主体として国際協力を果たすべき責務を負うこと

3-1-3 国際交流のための基盤施設等の整備

我が国と世界との結びつきは、日本各地の大小さまざまな都市が、直接世界各都市と結びつくといった多様な国際交流が、今後ますます進展していくものと予想され、このために必要となる基盤施設等の計画的な整備が地域政策上の課題となっている。

各地方自治体では、地域の実情を踏まえ、国及び民間との適切な役割分担の下に、国際空港、国際港湾、国際会議場、国際見本市会場等の基幹的な施設をはじめ、各種の施設の整備を推進しつつある。

(1) 基盤施設等整備の必要性

地域レベルにおける国際交流の拠点形成するためには、1)国際交流センター、国際文化センター、国際会議場、国際見本市会場など国際交流活動の中心の場となる国際交流施設と、2)それらの施設が効果的に機能するためのインフラとなる施設、すなわち、国際空港、国際港湾や高速交通網などの交通体系や海外からの情報を、質・量ともに十分に受信し、発信できる機能を備えた情報施設基盤などが必要である。また、拠点でなくても、3)国際交流の活発化に伴い、一時的にもまた長期的にも外国人の滞在が多くなってきていることから、質が高い、あるいは、外国人を受け入れられる宿泊施設の誘致、整備や外国語による道路表示・案内板の設備あるいは外国人向けのイ

ンフォメーション・センターや窓口体制の整備など外国人にとって暮らしやすい生活基盤づくりが必要となってきている。

なお、これら国際交流の基盤施設等を整備するに当たっては、単に施設整備というハードの面だけでなく、施設の管理運営を効率的かつ機能的にするためのソフトの面の整備が重要となっている。

(2) 国際交流施設の整備

最近、地方の中核都市においても国際交流センター、国際文化センター、国際見本市会場など国際交流施設、さらにはこれらを包括する“国際交流エリア”の建設・整備及び計画がかなりみられるようになっている。

これら国際交流施設は、地域における国際交流・協力活動の「核となる場」であり、「凝集された国際社会」ともなるべきものである。これらを速やかに整備することと、その機能の充実が望まれているが、単に建設することのみならず、効率的に機能できるよう、他施設とシステム化し、また運営面でも工夫をこらし、地域づくりの中に位置づけて整備することが重要となっている。新たに施設を整備することが必要な場合もあるが、既存のものを国際交流機能の確保・強化という面から改善する方が、財政的にはもちろん機能面でもより实际的であろう。

3-2 事業

3-2-1 地方自治体が実施している主要な国際交流・協力

(例)自治体国際化協会の調査によると、地方自治体等が実施している主要な国際交流・協力施策は、次の13事業に分類される。

なお、それらの事業は、内容的にも各地方団体の個性と特性を活かしながら、独創的試みが行われている。

(1) 主要な国際交流・協力施策

(出所：(財)自治体国際化協会の調査資料)

1. 国際協力の推進
 - ①海外技術研修員等の受入れ、 ②技術専門家の派遣、
 - ③研修生・留学生のための対策
2. 青少年交流の推進
 - ①青年指導者海外派遣、 ②海外青少年受入れ
3. 姉妹都市・友好団体等との交流
 - ①職員派遣研修、 ②派遣職員受入れ
4. スポーツ交流の推進
 - ①国際大会への住民の派遣
 - ②国際的なスポーツ行事の誘致・開催
5. 住民の国際感覚・国際認識の醸成
 - ①国際理解のための住民講座の開催
 - ②国際理解のための広報誌の発行
6. 留学生(国費・県費・私費)に対する支援
7. 国際教育の推進
 - ①学校教育における外国人(外国青年招致事業による外国人、在住外国人、その他)等の採用
 - ②その他
8. 教育交流の推進
 - ①開発途上国からの研修生・留学生の受入れ
 - ②日本語教師の派遣
9. 文化・学術交流の推進
 - ①美術展の開催・援助、 ②コンサートの開催・援助
10. 国際交流行事(国際的イベント)の開催・誘致等
 - ①国際シンポジウム、セミナー等の開催
11. 民間国際交流団体(NGO等)への支援・協力
 - ①国際交流協会等への援助
12. 住民ボランティアの育成
 - ①ホームステイ制度、ホームビジット制度
13. 国際機関を通じた地方公共団体間交流の推進
 - ①国際地域機関への協力(事務局の運営等)

(2) 地方自治体間に共通して見られる主要国際交流・協力事業

地方自治体が実施している主要な国際交流・協力事業は、前記のとおりであるが、そのうち、共通してみられる主要事業は、アンケート調査によると、次のとおりである。

地方自治体の主要国際交流・協力事業

(出所：アンケート調査)

事業	現在実施している道府県数	今後重点的に拡充を指向している道府県数
1. 国際協力の推進（研修員受入等）	43	23
2. 青少年交流の推進	39	19
3. スポーツ交流の推進	38	15
4. 住民の国際感覚・国際認識の醸成	37	27
5. 文化・学術交流の推進	37	22
6. 姉妹都市・友好団体等との交流	37	24
7. 留学生（国費・県費・私費）に対する支援	35	21
8. 国際教育の推進	34	21
9. 教育交流の推進	34	15
10. 国際交流行事（国際的イベント）の開催・誘致等	31	20
11. 住民ボランティアの育成	30	22
12. 民間国際交流団体（NGO等）への支援・協力	30	15
13. 国際機関を通じた地方公共団体間交流の推進	6	9

3-2-2 地方自治体の研修員受け入れ

アンケート調査によると、平成2年度に地方自治体が独自に行った研修員受入れ事業により、受入れた研修員数は192名となっている。受入れ人数上位20道府県の内訳等は次表のとおり。

道府県別の自治体独自の研修員受入れ数（平成2年度）

（出所：アンケート調査）

道府県	研修員数	今後の予定
1. 神奈川	41人	現状維持
2. 大阪	15	現状維持
3. 広島	12	増加
4. 香川	12	増加
5. 山口	11	増加
6. 高知	11	増加
7. 秋田	10	減少
8. 静岡	10	現状維持
9. 滋賀	10	現状維持
10. 山形	9	現状維持
11. 青森	7	増加
12. 宮城	7	現状維持
13. 富山	6	増加
14. 北海道	5	増加
15. 千葉	5	現状維持
16. 長崎	4	現状維持
17. 長野	3	増加
18. 愛知	3	現状維持
19. 鹿児島	3	—
20. 新潟	2	現状維持
その他	6	現状維持
計	192	

※ —印は未定

地方自治体により研修員受入れ人数に大きな差があるが、今後、受入れ人数を増加させるとの方針を示している自治体も少なくない。

3-3 組織・人材

3-3-1 国際交流・協力に関する調整連絡会

自治体における国際交流・協力を係る調整連絡会の有無については、アンケート調査（44自治体より回答）によれば、26自治体が庁内に、5自治体が庁外に、また10自治体は、庁内、庁外の双方に設置している。3自治体のみが未設置である。

JICA国際研修センター未設置の道府県のうち、研修員受入れ実績の多い上位15自治体における調整連絡会設置状況は次のとおりである。

調整連絡会設置状況

（出所：アンケート調査）

	庁内に設置	庁外に設置
北海道	○	○
宮城県	○	
秋田県	○	
福島県	○	
埼玉県	○	
千葉県	○	
石川県	（なし）	（なし）
岐阜県	○	○
京都府	—	—
広島県	○	
山口県	○	
高知県	○	
長崎県	○	○
熊本県		○
鹿児島県		○

※ —印は無回答

3-3-2 自治体における国際交流・協力担当部局の設置

自治体における国際交流・協力担当部局については、(財)自治体国際化協会の調査によれば回答のあった47都道府県のすべてが担当部局を設置している。その内容は次頁の表に示すとおりである。

各道府県の国際交流・協力担当部局一覧

道府県名	担 当 課 名 等			代表電話番号(内線)
1. 北海道	総務部知事室	国際企画課	企画調整係	011-231-4111 (21-721)
2. 青森	総務部	文書課	国際交流室	0177-22-1111 (2209)(5615)
3. 岩手	総務部	総務学事課	国際交流室	0196-51-3111 (2133~2139)
4. 宮城	総務部	国際交流課		022-211-2276
5. 秋田	企画調整部	企画調整課	国際交流室	0188-60-1218 (1219)
6. 山形	企画調整部	企画調整課	国際交流係	0236-30-3125
7. 福島	生活福祉部	県民生活課	国際交流室	0245-21-1111 (2070~2072)
8. 茨城	企画部	国際交流課	国際交流グループ	0292-21-8111 (2690~2692)
9. 栃木	県民生活部	国際交流課	交流推進係	0286-23-2323
10. 群馬	県民生活部	国際交流課	交流振興係	0272-23-1111 (2452)
11. 埼玉	総務部	国際交流課	庶務係	048-824-2111 (2338)
12. 千葉	企画部	文化国際課	国際化推進班	0472-23-2164
13. 東京	生活文化局	国際化推進室		03-5321-1111 (29-381)
14. 神奈川	渉外部	国際交流課	企画調整班	045-201-1111 (2916)
15. 新潟	総務部知事公室	国際交流課	企画係/交流推進係	024-285-5511 (2210~2217)
16. 富山	総務部	学術国際課	国際交流係	0764-31-4111 (3245)
17. 石川	県民生活局	国際交流課	国際交流室	0762-61-1111 (2651)
18. 福井	県民生活部	国際交流課	国際交流係	0776-21-1111 (2424)
19. 山梨	総務部	私学国際課	国際交流担当	0552-37-1111 (2413)
20. 長野	生活環境部	国民生活課	国際室	0262-32-0111 (2410)
21. 岐阜	総務部	総務国際課	国際交流係	0582-72-1111 (2194)
22. 静岡	企画調整部	国際交流課		0542-21-3310
23. 愛知	知事直轄	国際課	指導係/交流係	052-961-2111 (2062)
24. 三重	知事公室	国際課	国際交流係	0592-24-2036
25. 滋賀	知事直属	国際交流課		0775-24-1121 (3212~3214)
26. 京都	総合府民部	国際課	企画部/推進係	075-451-8111 (4211)
27. 大阪	企画調整部	国際交流課	国際協力班	06-941-0351 (4440)
28. 兵庫	知事公室	国際交流課	国際交流係	078-341-7711 (2096/2097)
29. 奈良	企画部	国際課	国際交流係	0742-22-1101 (2156)
30. 和歌山	知事公室	国際交流課	国際交流室	0734-32-4111 (2054)
31. 鳥取	企画部	文化国際課	国際係	0857-26-7111 (7126)
32. 島根	総務部	総務課	文化国際室	0852-22-5111 (5020)
33. 岡山	地域振興部	国際交流課	交流企画班	0862-24-2111 (2481)
34. 広島	総務部	国際交流課		082-228-2111 (2640~2644)
35. 山口	総務部	国際交流室		0839-22-3111 (2250)
36. 徳島	総務部	総務課	国際交流室	0886-21-2028
37. 香川	総務部	国際交流課		0878-31-1111 (2045~2047)
38. 愛媛	生活文化総室	国際交流課	国際交流係	0898-41-2111 (2176)
39. 高知	国民休暇県局	計画推進課	国際交流班	0888-23-1111 (2263/2264)
40. 福岡	企画振興部	国際交流課	企画交流課	092-651-1111 (2473)
41. 佐賀	総務部	総務学事課	国際交流室	0952-24-2111 (1132)
42. 長崎	企画部	国際交流課	企画交流班	0958-24-1111 (2084~2088)
43. 熊本	総務部	国際課	国際化班	096-383-1111 (3184)
44. 大分	企画総室	企画調整課	国際交流室	0975-36-1111 (2080~2082)
45. 宮崎	総務部	国際交流課	国際交流係	0985-24-1111 (2048)
46. 鹿児島	総務部	国際交流課	国際交流係	0992-26-8111 (2215)
47. 沖縄	総務部知事公室	国際交流課	移住係	0988-66-2479

3-3-3 自治体の人材育成

自治体の人材育成としては、自治大学校国際交流研修への参加や、職員の海外派遣・留学等がある。アンケート調査によれば、平成2年度における自治体職員の、自治大学校国際交流研修参加数は22名、海外派遣・留学数は1,083名である。

JICA国際研修センター未設置の道府県のうち、研修員受入れ実績の多い上位15自治体における職員研修の状況は次のとおりである。

地方自治体の人材育成活動状況（平成2年度）

（出所：アンケート調査）

	自治大学校国際交流研修参加者数	職員の海外派遣・留学数
北海道	0	65
宮城県	0	2
秋田県	0	0
福島県	1	0
埼玉県	1	2
千葉県	1	10
石川県	0	21
岐阜県	1	5
京都府	—	—
広島県	1	45
山口県	0	70
高知県	1	20
長崎県	0	148（含出張）
熊本県	0	5
鹿児島県	1	16

※ —印は無回答

3-4 施設（自治体の国際交流会館等）

3-4-1 既存の施設

自治体の国際交流・協力に係る施設としては、国際交流会館等がある。それらの施設は宿泊機能を兼ね備えたものであることが望ましいが、実態は、必ずしも宿泊施設が完備されていない。

アンケート調査によると、自治体の既存の国際交流・協力関係者用の宿泊施設の現状について、現状で充分としている自治体は3自治体のみであり、不十分としている自治体が9、施設を全く有していない自治体が32自治体もある。

なお、JICA国際研修センター未設置の道府県（市町村を含む）のうち、研修員受

入れ実績の多い上位15道府県が有する施設としては、北海道の札幌天神山国際ハウスのみであるが、本施設は国際交流・学術研究者用で可能宿泊人員27名の小規模なものである。

3-4-2 施設拡充計画

アンケート調査によると、18道府県が、国際交流・協力関連施設を現在設置中あるいは設置計画中である。

JICA国際センター未設置の道府県のうち、研修員受入れ実績の多い上位15自治体で、未回答の1自治体を除いた14自治体の設置計画に関する状況は次のとおりである。

	施設の名称(又は仮称)	設置の目的・機能	運営主体	宿泊可能人数
北海道	国際交流会館 (計画中)	研修・宿泊・国際会議インフォメーション(情報提供・相談)施設など、国際化に対応できる総合的機能を有するもの	北海道国際協力センター (仮称)	未定
宮城県	(計画無し)	—		
秋田県	(計画無し)	—		
福島県	(計画無し)	—		
埼玉県	地域産業文化センター (計画中)	県内産業の高産・高付加価値化の促進、文化活動、国際交流を促進するために地域拠点を整備する	未定	宿泊施設は民間活力を活用
千葉県	(計画無し)	—		
石川県	未定(計画中)	《国際交流・協力関係者の宿泊施設を設置の考え》	未定	未定
岐阜県	(計画無し)	—		
広島県	広島国際協力センター (計画中)	国際人材育成拠点施設で宿泊及び交流機能も整備	県が主体となって設立する第3セクター	約100名
山口県	国際交流センター (計画中)	国際総合流通センターに併設し国際会議場・交流ホールを設置	第3セクター	未定
高知県	国際交流センター (計画中)	地域の産業・文化等の国際化を一層促進するため、国際会議場、展示場、研修宿泊施設等からなる国際交流センター	未定	未定
長崎県	(計画無し)	—		
熊本県	国際研修センター (計画中)		JICAを希望	50~100名
鹿児島県	アジア・太平洋農村研修村 (計画中)	・農業・農村開発に関する国際協力拠点の形成 ・国際性豊かな農業人材等の育成 ・異文化交流による生涯学習拠点形成 ・農林業、民族村、エスニック料理、国際会議を体験できるリゾート形成	鹿児島県及び産屋市等	85名

3-5 JICA事業との関連性（誘致計画等）

3-5-1 国際研修センター誘致のあった自治体

平成3年6月20日までにJICA国際研修センター誘致・陳情のあった地方自治体の道県名を挙げると、次のとおりある。

北海道、宮城県、新潟県、石川県、広島県、山口県、長崎県、熊本県、
宮崎県、鹿児島県

第4章 地方自治体が必要とする情報等

4-1 地方の研修開発及び国際協力事業に必要とされる情報等

4-1-1 地方自治体が国際交流・協力の拡充のために必要としている情報等

地方自治体では、前章でみたとおり地域の活性化をはかる意味から様々な国際交流・協力を力を入れているが、今後、これらをさらに拡充強化するために、次のような諸施策・情報等が必要と考えている。

(出所：アンケート調査。44道府県より回答)
(道府県数)

1位	開発途上国側との連絡調整（便宜供与等）	37	84.1%
2位	国際交流・協力を携わる人材育成訓練	35	79.5%
3位	開発途上国の社会・経済・技術情報	34	77.2%
4位	国際交流・協力を係る一般情報	32	72.7%
4位	国際交流・協力を携わる人材の語学研修	32	72.7%
6位	国際交流等に係るイベントの支援・共催等	27	61.4%
7位	国際交流・協力を係る共同研究	9	20.4%

従って今後のJICA国際研修センターのあり方、機能を考える場合、地方自治体側の国際交流・協力事業を支援し両者の提携を強化するために、従来の諸機能に加えて①情報提供機能（開発途上国の社会・経済・技術情報等）②研究機能（国際交流・協力を係る共同研究等）③人材養成機能（人材育成、語学研修等）等の機能を追加することが望ましい。

4-1-2 地方自治体が研修員受入拡充のために必要としている情報等

地方自治体では、自治体独自のプログラムによる研修員受入れ、政府ベース等の研修員受入れを実施している。地方自治体では、今後これらの研修員受入れをさらに拡充していくために次のような措置が必要であるとしている。

(出所：アンケート調査。44道府県より回答)
(道府県数)

1位	研修員のための日本語教育の推進	39	88.6%
2位	開発途上国の研修ニーズ・レベルに係る情報	38	86.4%
3位	研修プログラムの開発手法に係る情報入手	24	54.5%
4位	地域住民との交流促進	22	50.0%
5位	研修指導者の育成訓練	21	47.7%
6位	研修コース開発に関する共同研究	10	22.7%

地方自治体側は独自のプログラムで研修員受入れを実施する場合において、JICA研修員受入れで蓄積したノウハウが大いに参考になっていると評価している。従って、地方自治体に対してJICAが研修開発等に関する上述の諸施策について積極的な支援を行うことは、単にJICA研修員受入拡充のためのみならず、地方自治体独自の研修員受入れ等の拡充のためにも有効である。

4-2 地方の国際化と連携したその他JICA関連事業

地方自治体とJICAとの連携は年を追って着実に増加しており、強化されてきている。研修員受入事業以外のJICA事業（専門家派遣、プロジェクト方式技術協力、青年海外協力隊派遣、開発調査、無償資金協力、青年招へい、海外移住等）での連携も年々深まりつつある（平成2年度の連携実績は次頁の表参照）。

今後、JICAと地方自治体との連携がますます強化されることは、地方が有する技術蓄積の活用ならびにJICAが有する国際協力に係る技術・情報の地方自治体による活用といった如く、双方にとって有意義なことであり、連携拡充のためにJICAの地方拠点の役割がさらに重要になってくる。このため既存の、そして今後設置されるJICA国際研修センターに可能な範囲で地方拠点としての機能（地方自治体との連絡、国内広報等）をも具備させることが望まれる。

JICAは国際協力のための諸事業を実施しているが、地方自治体の各種JICA事業に対する関心度は、アンケート調査によると次のとおりである。

地方自治体の各種JICA事業に対する関心度

（出所：アンケート調査）

JICA事業区分	特に強い関心があり、 連携を拡充したい 道府県数	連携拡充の方向に 関心がある 道府県数	計
研修員受入れ	17	17	34
青年海外協力隊	10	22	32
青年招へい	0	24	24
人材養成・調査研究	3	14	17
海外移住・海外開発青年	0	15	15
専門家派遣	2	11	13
開発調査	1	5	6
プロジェクト方式技術協力	1	4	5
無償資金協力	0	3	3
国際緊急援助隊	0	1	1

すなわち、多くの自治体が研修員受入れ、青年海外協力隊等のJICA事業に特に強い関心を示しており、今後の連携強化が期待できる。

今後のあり方として、国際協力事業はJICAの事業であるが、その実施にあたっては、地方自治体と従来にも増して密接に連携をしていく必要がある。従来はJICAが主体となって、この事業の遂行にあたってきたが、研修員受入事業については、これからは双方応分の負担をする中で、それぞれの協力のもとに実施していけるような将来の姿を検討していく必要がある。すなわち、今後はより対等かつ実質的な連携関係を築いていくことが望ましい。

地方自治体と国際協力事業団との連携実績

(出所：JICA資料)

1. 地方自治体との連携により実施された研修コース	71コース(312人)
2. 地方公務員の専門家派遣	149人
3. 地方公務員の青年海外協力隊員派遣 (隊員募集と広報活動でも地方自治体と連携)	93人
4. 青年招聘(すべて地方自治体との連携による実施)	1,176人
5. その他(一部平成2年度以前のものを含む)の事例	
(1) プロジェクト方式技術協力	
ーブラジル・パラナ州中小工業開発計画	兵庫県が協力
ーメキシコ・人口家族計画	沖縄県が協力
(2) 開発調査	
ー中国・上海大気汚染対策調査	大阪市が協力
ー中国・西安市生活廃棄物処理計画	京都市が協力
(3) 無償資金協力	
ー中国・上海第6病院機材整備計画	大阪市が協力
(4) 移住研修員受入 (地方自治体が実施する研修は主に移住者の出身県で実施)	13人
(5) 国際緊急援助隊 平成3年4月末日現在の救援隊員登録者 323名のうち、 地方公務員は35名	
(6) 中期研修 (JICA国際協力総合研修所)	地方公務員11人参加
(7) 地方公共団体国際協力実務者研修 (JICA国際協力総合研修所)	地方公務員31人参加
(8) 地方公共団体と国際協力セミナー (JICA国際協力総合研修所)(昭和63年)	29自治体参加
(9) 「地方自治体と国際協力のあり方」研究会 (平成元年度～2年度)	9自治体参加

(注) とくに年度を示していないものは平成2年度の実績である。

4-3 地方と連携したNGO、留学生事業等

4-3-1 地方と連携したNGO

我が国にも、開発途上国に対する国際協力に直接あるいは間接に携わるNGOが広く地方に存在している。しかし、まだ歴史が浅いことから、我が国の援助実施機関はその活動に関して、かならずしも詳細かつ十分な情報を持っているとはいえない状況にある。

しかしながら、最近では自発的市民参加によるNGO活動が盛んになってきており、地方自治体とNGOとの人的交流（相互派遣研修）や共同プロジェクト運営など、地方自治体との連携も生まれてきている。

今後、地方自治体がよりきめ細かい国際交流・協力事業を行う際、開発途上国の広範な情報を得るためには、政府機関ばかりではなく小規模でも現地で実際の活動に従事する、いわゆる草の根レベルでの開発途上国の事情に明るいNGOとの一層の連携をはかることは重要である。例えば、我が国のNGOの活動を広めるために最近発足したNGO活動推進センターとの協力を図りつつ、国内及び開発途上国のNGOの情報収集、整備、さらには共催のセミナーやシンポジウムなどの実現につとめることは意義深い。

今後、地方自治体とNGOとの連携強化に伴う、市民レベルでの国際交流、研修員受入れも予想される中で、JICAが地方に設置している国際研修センター等の施設開放及び情報提供などを行い、両者の連携を側面的に支援することも重要と考えられる。

4-3-2 地方と留学生事業等

（本節の主旨は、総務庁行政監察局編“留学生受入対策の現状と問題点”（1989）より引用）

留学生交流は、我が国と諸外国相互の教育・研究水準の向上及び相互理解と友好の増進に寄与するとともに、特に開発途上国の場合には、その人材養成に協力するなど極めて重要な意義を有する。

我が国の大学等に学ぶ外国人留学生は、近年大幅に増加しており、平成元年5月1日現在でその数は3万1,251人に上っている（文部省調べ）。これは、10年前と比較して、5倍以上であり、ここ数年の平均伸び率は約20%となっている。これらの留学生のうち文部省が直接に奨学金を支給する国費留学生は4,465人で、外国政府がそれぞれの国の人材養成を図るため自国の費用で派遣している留学生が934人、それ以外の2万5,852人が私費留学生である。

留学生の受入体制を充実・整備するために、国の施策の充実、大学の受入体制の整備はもとより、各地域において、大学を中心とした官民一体となった留学生受入体制の整備が進められている。既に、大阪、兵庫、広島等39地域（平成2年9月末現在）において、地域の大学、地方公共団体、経済団体、ボランティア団体等を構成員とする留学生交流推進会議が設置され、地域の特色を生かした種々の留学生支援活動が推進されているが、平成2年度においては、これらの地域に密着した活動を支援し、さらに各地域へ拡大していくための予算措置が講じられている。

地方における留学生支援活動の一つとして、留学生宿舍の問題が重要である。

我が国の住宅事情は留学生にも厳しいものとなっており、文部省の調べ（昭和62年5月1日現在）では、留学生の住居状況は次のとおり厳しいものがある。

1) 下宿・アパート等	76.5%
2) 大学等が設置する留学生宿舍	12.2%
3) 大学等が設置する一般学生寮	5.9%
4) 民間団体等が設置する留学生宿舍	5.4%

また、総務庁の留学生の住居問題アンケート調査（昭和62年5月1日現在）によると、68.4%の留学生が「住居に問題がある」としており、その内容は、①家賃が高い（問題があるとしている者の30.5%）、②部屋が狭い（同26.2%）、③ 大学等まで遠い（同15.8%）等となっている。

第5章 望ましい研修施設のあり方と基本モデルの検討

5-1 地方における研修施設の拡充

(1) 研修施設の拡充の必要性

すでに述べたように、我が国の技術・経験等を学ぶべく開発途上国よりの技術協力、就中、研修員受入れに対する要請は近年拡大の一途をたどっており、将来もこの傾向が続くであろうことは、ほぼ確実とみて差支えはあるまい。

これに対し、我が国としては、今や世界有数の大国となった自国の立場に鑑み、重要な国際貢献の一環として、今後とも海外よりの研修員受入数を増やしていく努力を行うことが必要であろう。

他方、現在受入れている研修員の数に既に年間5,000人を超えている。JICAは、かかる研修員を、原則として全国11箇所のJICA国際研修センターで受入れることとしているが、宿泊施設が不足しているため、すべての研修員をJICA国際研修センターに受入れることは不可能な状態になっている。因みに平成2年度のJICA国際研修センターの収容能力総人日と研修員滞在総人日を比較すると、下表のとおり約2割が不足していることとなる。しかしながら、現実的には研修先の関係で全研修員をJICA国際研修センターに収容することは不可能であり、また施設の利用率100%も非現実的であることから、常識的に70%と仮定すると約400ベッドが不足している計算となる。これは、100ベッド規模の研修センター4つ分に相当する。

研修センター不足ベッド数

(出所：JICA資料)

	A センター収容能力 総人日	B 研修員滞在 総人日	C 不足人日数 (B-A)	施設不足(ベッド数) 利用率を70%と仮定 した場合
平成2年度	477,785	579,336	101,551	$\frac{C}{365日} \div 0.7 = 397$

このような宿泊施設の不足分は、ビジネスホテル等の民間宿泊施設により補完を余儀なくされている現状であるが、これらは既存のJICA国際研修センターに較べて、

- 1) 研修施設を伴っていないこと、また一部のものはそれから遠く離れていること
- 2) 研修員相互の交歓・談話等に用いる十分なスペースがないこと
- 3) 自室以外では常にある程度の緊張を強いられ、いきおい自室に閉じこもりがちになること

- 4) 家庭的なムードに欠けていること
- 5) 健康管理・福利厚生面等が不備であること

等異国で比較的長期間滞在する研修員にとって不都合な点が目立ち、効果的な研修を行う上で決して好ましいものとはいえない。また、十分な数の室を確保することが季節によっては極めて困難になるという難点もある。国際研修センターの増設が強く望まれる所以である。

(2) 研修施設の立地

第1章に記載したように、

- 1) 途上国の多様化するニーズに対応するため、地方に蓄積された技術と人材を活用する必要があること
- 2) ODA事業、とりわけ研修員受入れは地域の国際化・活性化につながるものとして、積極的な姿勢を示している地方自治体が多いこと
- 3) ゆとりと自然に恵まれ、暖かい人との触れあいが期待される等好ましい研修環境が得られること
- 4) 東京がすでに一極集中の結果、研修員受入れは飽和状態になっていること

等の点からみると、今後新しい国際研修センターの設置を検討する際には、その立地を地方に求めることが望ましいと考えられる。

5-2 今後設けられる研修施設のあり方

センターの立地を今後地方に求める場合、JICA及び地方自治体双方の施設効率を高めるためにも、施設の設置と運営に関して、可能な範囲内で地方自治体の国際交流・協力事業と密接な連携を保っていくことが望ましいことはいうまでもない。

また、新しいセンターの立地を地方に求めるとした場合、忘れてはならない重要な事項がある。それはそれぞれの地方における研修コースの数が、今後開発されるであろうものを含めても、既存のセンター設置地域のそれに比べ、かなり限られた数になると思われることである。すなわち、従来型の大型国際研修センターを設置することは、これからは現実的な選択とはいえず、相対的に小型で、なおかつ施設としての最小適正規模を有するようなものを考えていくことが適当であろう。

5-3 基本モデルの検討

以上を前提にして、望ましい研修施設の基本モデルを模索するため、用地の確保の方法、建設形態、建設費の負担方法、運営管理の4つの側面について検討を行った。その概要は次頁に示すとおりである。

なお、地方自治体には、国際交流センター、国際見本市会場等の国際交流施設を建設・整備する動きが顕著であるが、自治体によっては、さらにこれらを包括する一つの地域として、“国際交流エリア”等を有するか、あるいはそういった計画ないし構想を有している場合が少くない。新しいJICA国際研修センターは、可能ならば、このようなエリア内にJICAが用地を手当てし、立地させることができれば、国際交流・協力の相乗効果ならびに補完効果が期待出来、望ましいといえよう。

従って、本検討に際しては、新しい研修センターの用地は、地方自治体が国際交流・協力のために指定する“国際交流エリア”等の一部に確保されるものと想定し、JICAが用地を借用する場合、ならびに購入する場合について検討した。

また、上記“国際交流エリア”内においては、JICA研修センターとならんで、地方自治体独自の国際交流・協力関連施設が設置されることを想定し、その建設形態については、

- ① 併設する場合（JICA研修センターと自治体施設とを隣接して建設）
- ② 両者を複合させる場合（両者を一体化した複合施設として建設）
- ③ 単独設置の場合（自治体施設とは無関係にJICA研修センターを建設）

の3つのモデルに区分して、その得失を検討した。

“研修施設の基本モデル”検討の概要

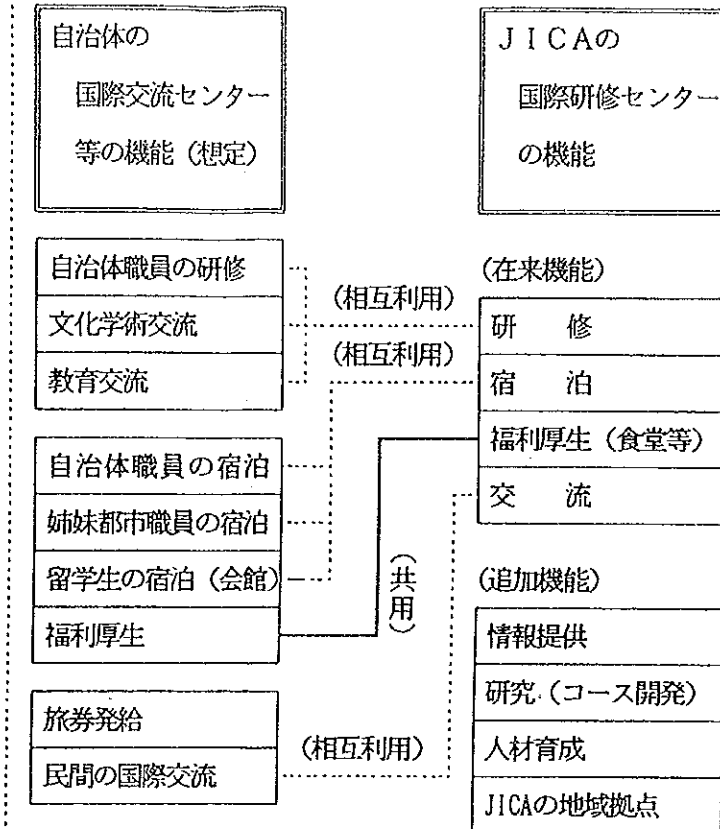
*

* 地方自治体の“国際交流エリア”またはその計画・構想があれば、そのエリア内の一部に用地を確保する。

用地	△/JICAが買収する。 ●JICAの財政上の負担大。	◎/JICAが借用する。 ○自治体の誘致意欲に応え得る方策。	×/JICAが無償で借用する。 ●自治体からのオファーがあるが、法規上制約あり。(地方財政再建促進特別措置法)
建物 (建設形態)	△/JICA単独。 ●在来型。建設費が割高。 ○自治体側との仕切りの要なし。 ●利用率向上策を別途講じる必要あり。 ○JICAにとって使い勝手が良い。	◎/併設(自治体施設と)。 ○一部共用とするので、建設費が割安。 ●自治体側との仕切り・調整若干要。 ○相互に相乗・補完効果が期待される。 ○相互利用可 → 利用率向上	△/複合(自治体施設と)。 ○建設費割安。 ●自治体側との仕切り・調整必要。 ○相互利用による効果、利用率向上 ●財産区分管理が困難。
建設費の負担	△/JICAが全部負担する。 ●JICAの財政上、負担が過大。 △自治体に独自のセンター設置の構想等がないときは、研修員受入体制整備のためやむなし。	◎/建設費負担区分 JICAセンター(研修・宿泊・管理) → JICA 自治体独自の国際交流施設 → 地方自治体 ○自治体の国際交流エリアが一層充実。 ○自治体の負担も、地域国際化・活性化のため、この程度はリーズナブル。 ○同様施設の重複を回避する。	×/自治体が全部負担する。 ●自治体側にとって、理由づけが難しく、予算化が困難。
運営管理	△/直接管理方式。 ○研修員への最も手厚いサービスが可能 ●JICAの要員不足。研修事業に専念出来ない。 ●利用率向上に工夫必要。	◎/第三セクター方式。 ○官民の長所を発揮できる。民間の効率的経営と官の公益性追求を確保。 ○外部の人が利用し易く、利用率向上が図りやすい。 ○JICAは研修事業に専念できる。	×/その他民営委託方式。 ●利潤追求が過度になり、研修員へのサービス低下のおそれがある。 ○各分野の熟練者が管理にあたるので効率的。 ○JICAは研修事業に専念できる。

《備考》

(共用部分の内容とJICA・自治体の両施設の機能)



(方式の総合評価)

◎ 最も望ましい
△ 次善
× 無理

(記述内容区分)

○ 有利な要素
● 不利な要素

5-4 基本モデル（案）

上述の如く、研修施設のモデルについては、用地、建物（建設形態）、建設費の負担方法、管理運営方法に関して種々の選択肢が存在し、それらを適当に組み合わせることにより、数多くのモデルが考えられるが、これらの中で、望ましい代表的な研修センターの姿として、次のモデルを提示したい。

5-4-1 用 地

地方自治体の中には、国際交流エリア等を有し、あるいはそれらを創る計画または構想を有しているものがある。

新しいJICA国際研修施設は、出来得ればこのようなエリア内で、JICAが用地を有償にて借用し、地方自治体の国際交流等に係る諸施設に隣接して立地させることが、相乗効果ならびに補完効果を生む意味からも、極めて望ましい。

5-4-2 建 物

(1) 基本的にJICAの建物はJICAで、自治体の建物は自治体でそれぞれ独立させ、隣接して、それぞれの負担で建設する方式が望ましいと思われる（ただし、場合によってはJICAが地方自治体等の国際交流施設の一部を賃借し、その部分をJICA研修センターとして活用する等の可能性も検討に値すると思われる）。

(2) JICAの施設は基本的には、必要最小限のものとして次の各項を含むものとする。

- 1) 宿泊施設
- 2) 研修施設
- 3) 管理運営施設

とくに、ビジネスホテル等では得られない利点として、研修施設・図書室があることはもとより、ロビーや談話室等、研修員のそれぞれが他と交流し、家庭的な雰囲気の中で、リラックスできる場を持ち得るという点を指摘しておきたい。

なお、管理運営施設とは、研修センターにおける一般的な管理運営業務を司る施設を指す。また、情報提供、研修コースの開発研究、ODAに係る人材の育成ならびにJICAの拠点としての諸業務に係る施設をもこれに含める。

(3) 自治体の国際交流施設とは、国際交流センター、職員研修所、旅券センター、留学生会館等の機能をもつ自治体固有の建物を指す。

(4) JICA施設の宿泊、研修等の機能を地方自治体側の利用にも開放し、また地方自治体施設内にJICA施設の用に供し得る福利厚生、健康増進、交流推進等の機能を有する部分があれば、これをJICA側も利用することとする。

つまり、JICAと地方自治体の双方でそれぞれの施設を相互に利用・補完し合い、その有効活用をはかるという形が望ましい。

5-4-3 運営管理

事業と経費負担の関連を明確にした上で、国際協力・交流のために設置される公益法人たる第三セクターが存在するか、または設置が可能な場合、センターの運営管理をその第三セクターに委託出来ることが望ましい。

第三セクターは施設を独立採算制で運営し、JICAは、研修員の利用度に応じて宿泊料を第三セクターに支払うといった方式も考えられる。

第三セクターに施設の管理運営を委託する理由は、次の3点である。

- (1) 第三セクターは、官民の長所を兼ね備えている。すなわち、民間の効率的経営と、官の公益性追求とを確保しやすい。
- (2) 外部の人が利用し易く、利用率向上がはかりやすい。
- (3) 第三セクターに委託することにより、JICA側は研修事業に専念できる。

5-4-4 規 模

運営効率・収支の観点から、施設の規模の尺度となる宿泊可能人員は、従来 100名程度以上と考えられている。既存のJICA国際研修センターの標準的な規模の例としては、八王子国際研修センター（宿泊可能人員 100名）がある。

さらに、運営効率を高めるためには、施設規模に充分見合った数の研修員を受入れることのできるような数と規模の研修コースが、その地域に設定でき、結果として利用率・入館率を高めることが肝要である。

従来の実績から1つの研修コース当りの研修員数は10人、また1コースあたりの研修期間は3ヵ月が大体の目安となっている。したがって宿泊可能人員 100人の施設をフルに活用するには、40コース

$$(10人/コース \times 40コース \times 3ヵ月/12ヵ月 = 100人)$$

が必要ということになる。ただし、100%の入館率は非現実的であり不可能であるので年平均70%程度以上を確保することが現実的な目標となる。

つまり、この標準規模の施設の利用率（入館率）70%を維持するには、年間30コース程度の確保が必要であるが、それが可能な地域は非常に限られているのが現状である。したがって、地方展開を推進していく上で、今後は、地方自治体側の利用率についても検討する必要があり、また、国民参加型のODA事業という観点からはより小型の研修センター・施設を分散設置する可能性も検討すべきと思われる。

5-4-5 機能

(1) JICA国際研修センターの在来機能

既存のJICA国際研修センターは、大別して以下の機能を有している。

- 1) 研修機能 …… JICA研修員の研修
- 2) 宿泊機能 …… JICA研修員の宿泊
- 3) 福利厚生機能 …… 食堂、売店、喫茶室、レクリエーション
- 4) 健康増進機能 …… JICA研修員のスポーツ活動、健康管理
- 5) 交流機能 …… JICA研修員と地元住民・国際交流関係者等の交流
- 6) 管理運営機能 …… 施設の管理及びその他の事務

このうち研修と宿泊の2つの機能は、JICA国際研修センターに不可欠な必要最小限のものである。また、上記の機能をすべて具備しているものは“自己完結型”の施設とでも呼び得るものである。

(2) 追加機能

将来設けられる研修センターについては、上述の在来機能の他に、つぎのような追加機能を付与させることが望ましい。

- 1) 情報提供機能（地方自治体等に対する途上国に関する情報等の提供）
- 2) 研究機能（研修コースの開発等）
- 3) 人材育成機能（国際協力に係る人材の育成等）
- 4) その他JICAの当該地域における事業拠点としての機能（国内広報、地方自治体との連絡、海外移住、協力隊に係る事務等）

第6章 研修施設立地の選定要因と基準

6-1 立地の検討にあたって考慮すべき要因

国際研修センターを設置する場合、前章で述べたようなセンターが望ましいものであるとして、それでは何処にそれを設置すべきか。

本章では、今後前章で記した基本モデル（案）に見合うような、研修施設を新たに設置することを前提として、その立地を検討する際、考慮すべき選定要因と基準として以下を提起したい。

6-1-1 研修員の受入能力

(1) 研修員受入れ、研修コース設定の実績

平成元年度及び平成2年度の地方における集団研修コースの設定数ならびに研修員受入数の実績は、つぎの表の通りである。

ただし、JICA国際研修センター未設置の道府県のうち、実績の多い15道府県に絞った。

研修員受入実績（上位15道府県）

（出所：アンケート調査）

道府県	平成元年度				平成2年度			
	集団 コース数	集団 人数	個別 人数	合計 人数	集団 コース数	集団 人数	個別 人数	合計 人数
北海道	5	31	24	55	6	39	29	68
宮城県	3	19	21	40	2	12	14	26
秋田県	-	-	4	4	1	18	3	21
福島県	1	6	4	10	2	14	17	31
埼玉県	-	-	23	23	2	15	11	26
千葉県	-	-	26	26	1	7	32	39
石川県	-	-	10	10	-	-	4	4
岐阜県	-	-	19	19	2	15	5	20
京都府	-	-	28	28	2	21	14	35
広島県	-	-	41	41	1	6	22	28
山口県	2	13	4	17	2	12	4	16
高知県	1	6	10	16	1	8	2	10
長崎県	3	20	13	33	3	19	1	20
熊本県	3	30	7	37	5	44	3	47
鹿児島県	-	-	8	8	-	-	3	3

(2) 研修コース開発の可能性

研修コースの開発のためには、各地方の研修可能性を、事前に汲み上げることが極めて重要である。

さらに、地方の研修分野が、開発途上国のニーズに合致する見通しがあることが必要であることはいうまでもない。

その上で、地域の活性化にもつながるものであれば、さらに望ましいといえよう。いずれにせよこのためには、コースを開発できる人材が、それぞれの地方に存在することが必要となろう。

地方においては、研修コース開発を可能ならしめる基本的な条件として、

- 1) 研修員受入れ等を通じて、国際交流・協力を実施するのに、十分な意欲があること
- 2) 産業上、または学術上の設備や研究機関があること
- 3) 講師等のリクルートが可能であること

が考えられる。これらの条件をある程度充たしていることを確認した上で、その地方の地場産業、特色ある技術・技能を利用した研修コース開発の可能性を調査検討すべきである。

研修コースの開発が、地方の研修員受入れの人数を増やし、それがひいては地方の国際化・活性化にもつながってくるものといえよう。

JICA国際研修センター未設置の道府県において、現時点で今後開発が可能と考えられている研修コースの数ならびにそれにより研修可能となる人員の見込みを参考までに上位から列挙すれば、つぎの表ようになる。

自治体からみたコース開設の可能性と受入研修員の実績

(出所：アンケート調査)

道府県別	平成元年度 研修員 受入数	平成2年度 研修員 受入数	自治体が開設 可能とみるコ ースの数	自治体からみ た研修可能 見込人員
北海道	55	68	44	333
石川県	10	4	35	126
広島県	41	28	12	78
鹿児島県	8	3	40	69
熊本県	37	39	9	56
長崎県	33	20	17	50

(3) 技術集積度

研修員の受入能力を判断するための、いま一つの大きな目安として、技術集積度すなわちその地方における研修受入基盤の各種構成因子別の集積度の大小が挙げられる。

JICA国際研修センター未設置の道府県（首都圏を除く）のうち、技術集積度の高い15道府県は下表のとおりである。

道府県別技術集積度

(注) A: 理工系大学集積(定員数)

B: 国立試験研究機関集積(職員数)

C: 公設試験研究機関集積(職員数)

D: 民間試験研究機関集積(箇所)

(出所: 国土庁)

地方自治体	A	B	C	D
	人	人	人	箇所
北海道	5,056	207	361	32
青森	1,216		47	2
秋田	1,412		58	4
宮城	3,029	69	31	16
新潟	1,107	26	109	28
栃木	1,438		95	37
長野	1,210		139	38
静岡	916	98	141	99
石川	2,405		79	19
福井	1,250		95	14
京都	4,331		126	64
岡山	1,860		67	33
広島	2,846	85	135	46
熊本	2,250		31	4
鹿児島	1,425		66	7

以上記述した(1)、(2)及び次項6-1-2(3)の諸要因を併せて判断して、新しく設けられる宿泊施設の入館率が最低70%見込めることが、運営効率からみて重要な基本的条件の一つとなろう。

6-1-2 当該地方自治体の国際交流・協力に関する意欲と推進基盤

地方自治体にとり国際交流・協力の展開は、地域活性化のための重要な戦略のひとつとされている。

すなわち、地域の産業と経済とに刺激を与え、あわせて地域住民の国際知識と国際理解を喚起し、国際社会の中におけるその地域独自の産業経済ならびに地域文化を確立するための戦略であると云っても過言ではない。

国際間の多角的な交流あるいは協力のチャンネルを形成し、相互の理解を促進する。こうしたことを契機として、文化・経済面をはじめとする地域の活性化をはかっていくことが期待出来る。そして、このような地方自治体側の国際交流・協力への意欲とそれを進める基盤の有無が、国際研修センター立地の適否を検討する上で、重要な意味をもつことは、既に述べたとおりである。その意欲及び基盤整備の程度を判断する要因として、つぎの諸項が挙げられよう。

- (1) 研修施設誘致構想があること。これはまた研修施設立地にとり極めて重要な要件でもある。地元の熱意と協力なしには実現は到底あり得ないからである。
- (2) 上記の要件を充たした上で、さらに地方自治体として一定規模の国際交流エリアを設け、国際交流ひいては国際協力を通じて、その地方の国際化を促進するといった構想があることが望ましい。新しい研修施設も、そのエリアの中の一構成要素として独自の、また他要素との相互補完的な機能を発揮するのが望ましい姿である。
さらに、地元で国際交流・協力活動を受入れ、参加するような下地が充分にあることが望ましい。
- (3) 国際交流協力に携わる人材は充分か、担当部課に十分な配置がなされているか、また語学研修を含む人材の育成・訓練はどの程度行われつつあるかも重要な要件である。
- (4) 国際交流協会等国際交流・協力の受け皿がすでに設立されているかどうか。今後の研修施設の設置・運営を含めた国際交流・協力の展開のために重要な要件である。
- (5) 外国に紹介あるいは移転する対象となり得るような、地域的特性をもつ、あるいは卓越した技術・技能・伝統工芸、地場産業・ハイテク産業等が存在することが望ましい。
- (6) 研修施設の建設後の運営管理に対応する組織、たとえば第三セクター等のあることが望ましい。

- (7) また、研修員受入れのほか、専門家派遣、青年海外協力隊派遣、青年招聘等の JICA 諸事業への連携実績があり、かつこれらに対する関心度の大きいことが望ましい。
- (8) 施設については、地方自治体の国際交流関係者等の利用が多く見込まれることが望ましい。

6-1-3 その他の基本的立地条件

- (1) 現在すでに11箇所及び JICA 国際研修センターが、全国にまたがって設置されているが、できる限り地域間のバランスにも配慮するという観点から、新しくセンターを設置しようとする地域、道府県には既存のセンターが存在しないことも一つの条件となろう。
- (2) また、新しいセンターの設置箇所の候補地は、今後 ODA の地方展開をはかる上で拠点となり得ることも考慮して、道庁所在地またはこれに準ずる都市であることが望ましい。
- (3) センターの新設に必要な用地が出来る限り容易かつ安価に調達できることも必要不可欠な要因の一つであろう。
- (4) 新しいセンターの設立候補地は、各研修先やその他の技術協力活動展開先に至る利便性を考慮して、その都市の中心部に近いことが望ましい。すなわち、その地域における公共交通機関に近く、施設の利用者、来訪者にとって利便性に富んでいること、また大学や試験研究機関、企業の事業所等外部の研修先にある程度近いことが望ましい。
- (5) 道路・配電・上下水道等の基本的インフラストラクチャが充分整備されていること、または所要の期間内に整備され得ることも、重要な選定要因の一つである。
- (6) 人文的環境面からみた望ましい立地条件、適地選定の基本条件として、まず、商業・文化・医療・娯楽等の各種の都市サービス機能が集積されており、そこへのアクセスが容易であることが挙げられる。
また、騒音・粉塵等の人為的環境問題がなく、さらには伝統的地域文化、歴史的風

物等に恵まれていれば、なお好ましいといえよう。

- (7) 自然環境面からみた立地条件としては、施設周辺において日照に恵まれ、緑ゆたかなこと等できるだけ良好な自然環境と静寂さが保たれていることが挙げられる。

さらに、宿泊施設を含めた全体に、ゆとりをもたせるに十分なスペースがあり、外国人研修員の行動にある程度の自由を与え得る寛容性を確保することが望ましい。快適な環境はよい研修効果をもたらすであろう。

- (8) 外国人に対する地元住民の包容力が充分期待できることが望ましい。

6-2 立地選定の基準（案）

立地の検討にあたって考慮すべき要因は、前節6-1に記したとおりであるが、これを要約・整理し、これにもとづく立地選定の基準（案）を併記する。

選 定 要 因	基 準（案）
<u>1. 研修員の受入能力</u> (1) 研修員受入れ、研修コース設定の実績 (2) 研修コース開発の可能性 (3) 技術集積度	・多いこと ・多いこと ・自治体に特有技術がある等技術集積度大で、研修員受入基盤の集積が豊かであること
<u>2. 当該地方自治体の国際交流・協力に関する意欲と推進基盤</u> (1) 研修施設誘致構想の有無 (2) 国際交流エリア等の構想の有無 (3) 国際交流・協力を携わる人材は充分か	・誘致構想があること ・構想があることが望ましい ・JICA研修員が地方自治体側と共同利用可能な福利厚生施設（食堂・体育館等）を地方自治体負担で建設する等の構想があることが望ましい ・担当部課の人員、語学研修実績が多いことが望ましい

選 定 要 因	基 準 (案)
(4) 国際交流協会等国際交流・協力の受け皿があるか	・国際交流協会等の存在が望ましい
(5) 地域の経済的特性	・地域的特性を有し外国への技術移転の対象となり得る産業等の存在が望ましい
(6) 施設の運営管理に対応する組織(第三セクター等)の有無	・組織の存在が望ましい
(7) JICA諸事業との連携実績の有無	・連携実績のあることが望ましい
(8) 地方自治体の国際交流関係者等の利用が充分見込めること	・多いこと
<u>3. その他の基本的立地条件</u>	
(1) 地域間バランス	・センター未設置道府県であること
(2) 今後のODA事業展開の拠点となり得る所であること	・道府県庁所在地またはこれに準ずる都市であること
(3) 用地の調達	・調達が容易で安価であること
(4) 各研修実施機関等へのアクセス	・施設の利用者、来訪者にとって利便性に富んでいること
(5) 基本インフラ	・道路等交通手段、配電、上下水道が整備されていること
(6) 人文的環境	・都市サービス機能が享受できること
(7) 自然環境	・日照、緑地、静寂、景観等に恵まれていること
(8) 外国人に対する地域住民の包容力	・充分期待できること

